

生駒市教育委員会規則第 8 号

押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の整備に関する規則
をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の整備に関する
規則

(生駒市児童、生徒災害救済金給付に関する条例施行規則等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

- (1) 生駒市児童、生徒災害救済金給付に関する条例施行規則（昭和 4 7 年
1 0 月生駒市教育委員会規則第 5 号）様式第 1 号及び様式第 2 号
- (2) 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 3 1 年 4 月
生駒市教育委員会規則第 1 号）様式第 6 号
- (3) 生駒市立幼稚園規則（昭和 4 6 年 2 月生駒市教育委員会規則第 1 号）
様式第 2 号
- (4) 生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年 9 月生駒市教育委員会
規則第 3 号）別記様式
- (5) 生駒市文化財保護条例施行規則（昭和 5 4 年 3 月生駒市教育委員会規
則第 3 号）様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 5 号から様式第 8 号まで
- (6) 生駒市体育施設条例施行規則（平成元年 1 2 月生駒市教育委員会規則
第 8 号）様式第 2 号
- (7) 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和 5 5
年 6 月生駒市教育委員会規則第 7 号）様式第 1 号

(学校教育法施行細則の一部改正)

第 2 条 学校教育法施行細則（昭和 3 0 年 1 0 月生駒市教育委員会規則第 4 号）

の一部を次のように改正する。

様式第 9 号中「㊟」を削る。

様式第 1 0 号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている様式は、この規則による改正後の規則の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。